

「滋賀県食の安全・安心推進計画」の改定について

厚生・産業常任委員会資料
平成25年(2013年)9月11日
健康福祉部 生活衛生課

これまでの経緯

- 平成13年 9月 国内初のBSE発生
- 平成14年 2月 大手食品メーカーによる牛肉産地偽装
- 平成15年 7月 「食品衛生法」大改正、「食品安全基本法」制定
- 平成15年 8月 「滋賀県食の安全・安心に関する基本方針」策定
- 平成16年 3月 「滋賀県食の安全・安心アクションプラン」策定
- 平成21年 3月 「滋賀県食の安全・安心アクションプラン」改定
- 平成21年 9月 消費者庁発足
- 平成21年12月 「滋賀県食の安全・安心推進条例」制定

現状と課題

【食の安全・安心アクションプラン(H16~H21~)の評価】

☆食の安全に関する危機管理

- △危機管理マニュアルの整備および定期的な点検・見直し

▼食の安全・安心を揺るがす事件の続発

- 平成20年 輸入冷凍餃子による農薬混入事件
- 平成23年 原発事故での放射性物質による食品汚染問題
- 平成23年 ニッケによる集団食中毒死亡事故
- 平成24年 白菜の浅漬による集団食中毒死亡事故

▼新たな危害発生や大規模事例への対応の経験が不十分

☆食品等試験検査や監視指導体制

- △毎年度、食品衛生監視指導計画を策定

▼人員、予算に一定の限界

☆関係事業者の自主衛生管理

- △生産者の農業生産工程管理(GAP)実践や製造業の「セーフードしが(S-HACCP)」認証を推進

- ・GAP実践:13団体 (H21) → 98団体 (H24)
- ・セーフードしが認証数:41施設 (H18) → 123施設 (H24)

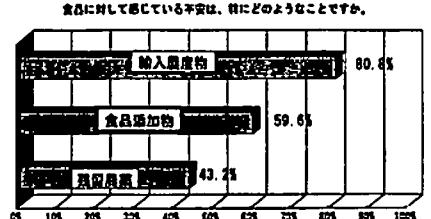
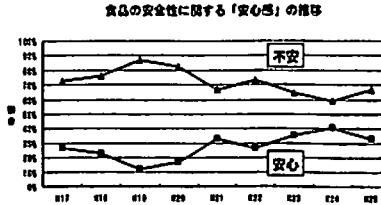
▼飲食・販売業における自主衛生管理の取組への支援が不十分

☆県民、関係事業者への情報提供

- △県ホームページ「食の安全情報」の充実

△シンポジウム、意見交換会の開催

▼県民の食品への不安感が払拭できない現状 (県民モニターアンケートより)



骨子案

計画改定の趣旨

- 「滋賀県食の安全・安心推進条例」第8条に基づき、食品の生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心を確実なものにするため、これまでの施策の成果や食品を取り巻く状況変化を踏まえて推進計画を改定する。
- 計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間

施策の方向

食の安全・安心確保に関する、県および関係事業者の責務および県民の役割を明らかにし、施策の基本となる事項および必要な具体的な施策を定める。

① 生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止

- 食の安全に関する危機管理体制の整備
- 効果的な食品衛生監視指導や試験検査の実施
- 食中毒発生防止対策の推進など

② 関係事業者の責任による食品の安全確保

- 食品等事業者の自主衛生管理の推進
- 適正表示の確保と知識の普及など

③ 県民、関係事業者、行政の三者による相互理解と信頼の向上

- リスクコミュニケーションの推進と県民ニーズの施策への反映
- 正しく分かりやすい食に関する情報の提供
- 食育の推進を通じた食品の安全性に関する理解促進など

スケジュール

- 8月22日 食の安全・安心審議会開催
- 9月11日 常任委員会で推進計画の骨子案を報告
- 11月 食の安全・安心審議会(計画案審議)
- 12月 常任委員会で計画案報告
- 12月～1月 パブコメ
- 2月 食の安全・安心審議会、常任委員会に最終案報告
- 3月 計画策定